厚生労働大臣が前項の権限を行うときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に係る指定を行つた都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）と密接な連携の下に行うものとする。

都道府県知事は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定知的障害児施設等の設置者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

厚生労働大臣は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事に通知しなければならない。

第二十四条の十五第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

第二十四条の十九の四　第二十四条の十九の二第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定知的障害児施設等の設置者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定知的障害児施設等の設置者を除く。）が、同条第一項の厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定知的障害児施設等の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた指定知的障害児施設等の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

厚生労働大臣は、指定知的障害児施設等の設置者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知しなければならない。

第二十六条第一項第二号中「第五条第十七項」を「第五条第十八項」に改める。

第六十条第五項を削る。

第六十二条第四号中「第二十四条の十五第一項」の下に「又は第二十四条の十九の三第一項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

本則中第六十二条の三を第六十二条の四とし、第六十二条の二を第六十二条の三とし、第六十二条の次に次の一条を加える。

第六十二条の二　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十条第一項から第三項まで及び前条第四号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十三条の三の二第一項ただし書中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改め、同条第三項中「及び第二十四条の十九」を「、第二十四条の十九及び第二十四条の二十」に改める。

第六十三条の四中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改める。

第五条　児童福祉法の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第三条）

第一節　定義（第四条―第七条）

第二節　児童福祉審議会等（第八条・第九条）

第三節　実施機関（第十条―第十二条の六）

第四節　児童福祉司（第十三条―第十五条）

第五節　児童委員（第十六条―第十八条の三）

第六節　保育士（第十八条の四―第十八条の二十四）

第二章　福祉の保障

第一節　療育の指導等（第十九条―第二十一条の五）

第二節　居宅生活の支援

第一款　障害児通所給付費、特例障害児通所給付費及び高額障害児通所給付費の支給（第二十一条の五の二―第二十一条の五の十四）

第二款　指定障害児通所支援事業者（第二十一条の五の十五―第二十一条の五の二十四）

第三款　業務管理体制の整備等（第二十一条の五の二十五―第二十一条の五の二十七）

第四款　肢体不自由児通所医療費の支給（第二十一条の五の二十八―第二十一条の五の三十一）

第五款　障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置（第二十一条の六・第二十一条の七）

第六款　子育て支援事業（第二十一条の八―第二十一条の十七）

第三節　助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所（第二十二条―第二十四条）

第四節　障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所医療費の支給

第一款　障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給（第二十四条の二―第二十四条の八）

第二款　指定障害児入所施設等（第二十四条の九―第二十四条の十九）

第三款　業務管理体制の整備等（第二十四条の十九の二）

第四款　障害児入所医療費の支給（第二十四条の二十―第二十四条の二十三）

第五款　障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所医療費の支給の特例（第二十四条の二十四）

第五節　障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給

第一款　障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給（第二十四条の二十五―第二十四条の二十七）

第二款　指定障害児相談支援事業者（第二十四条の二十八―第二十四条の三十七）

第三款　業務管理体制の整備等（第二十四条の三十八―第二十四条の四十）

第六節　要保護児童の保護措置等（第二十五条―第三十三条の九）

第七節　被措置児童等虐待の防止等（第三十三条の十―第三十三条の十七）

第八節　雑則（第三十四条・第三十四条の二）

第三章　事業、養育里親及び施設（第三十四条の三―第四十九条）

第四章　費用（第四十九条の二―第五十六条の五）

第五章　国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務（第五十六条の五の二―第五十六条の五の四）

第六章　審査請求（第五十六条の五の五）

第七章　雑則（第五十六条の六―第五十九条の八）

第八章　罰則（第六十条―第六十二条の七）

附則

第四条第二項中「又は知的障害のある児童」を「、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）」に改める。